



2026 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐 正吾
(TEL. 0 4 7 - 4 8 5 - 1 1 0 7)

当社新株予約権の（一部）取得に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 14 日付けプレスリリース¹において、第 12 回 A 新株予約権（以下「本 A 新株予約権」といいます。）について、別紙 1「株式会社地域新聞社第 12 回 A 新株予約権発行要項」（以下「本 A 新株予約権発行要項」といいます。）第 12 項（1）及び（2）に定める各取得条項（併せて、以下「本取得条項」といいます。）に基づき、同年 8 月 27 日に、① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志（総称して、以下「第 2 回認定対象株主」といいます。）を含む非適格者（注）並びに日本証券金融株式会社²及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者³（総称して、以下「非適格者等」といいます。）が保有する本 A 新株予約権（但し、特定証券会社が保有する本 A 新株予約権のうち、当該特定証券会社が、当社による承認を得て、日証金が株主名簿上の株主となっている当社株式に対して割り当てられた本 A 新株予約権を譲り受けたものを除きます。）については、本 A 新株予約権発行要項別紙に記載の第 12 回 B 新株予約権を対価として、②その他の株主の皆様（すなわち、一般株主の皆様）が保有する本 A 新株予約権については、当社普通株式を対価として、それぞれ本 A 新株予約権を取得する予定である旨お知らせしておりました。

今般、当社は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」⁴（以下「本対応方針」といいます。）に係る判断の公正性・客観性を担保するために設置された独立委員会（以下「当社独立委員

¹ 2026 年 7 月 14 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」に基づく共同協調行為の再度の認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び定時株主総会においてそれらについての追認をお諮りすることに関するお知らせ」

² 以下「日証金」といいます。

³ 以下「特定証券会社」といいます。

⁴ なお、本対応方針の詳細については、2025 年 10 月 17 日付けプレスリリース「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご参照ください。

会」といいます。)の全員一致による別紙2「勧告書」記載の勧告を踏まえ、本日開催された当社取締役会において、予定しておりましたとおりに、本取得条項に基づき、それぞれ、

- ① 非適格者等が保有する本A新株予約権(但し、特定証券会社が保有する本A新株予約権のうち、当該特定証券会社が、当社による承認を得て、日証金が株主名簿上の株主となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権を譲り受けたものを除きます。)については、別紙3「株式会社地域新聞社第12回B新株予約権発行要項」(以下「本B新株予約権発行要項」といいます。)に記載の第12回B新株予約権(以下「本B新株予約権」といいます。)を対価として、
- ② その他の株主の皆様(すなわち、一般株主の皆様)が保有する本A新株予約権については、当社普通株式を対価として、

2026年8月27日に取得することを決議いたしましたので、お知らせします。

なお、本B新株予約権を対価として本A新株予約権の取得がなされる非適格者等以外の株主の皆様(すなわち、一般株主の皆様)に対しては、本A新株予約権の取得の対価として普通株式が交付され、上記のとおり、当該取得の効力発生日は2026年11月頃に開催予定の第42期定時株主総会の基準日である2026年8月31日より前であるため、それら一般株主の皆様については、経済的利益の希釈化はもとより、本定時株主総会において行使できる議決権についても、希釈化が生じることはありません。

また、取得した本A新株予約権については消却することを予定しており、確定次第、適時適切に開示いたします。

(注) 「非適格者」とは、本A新株予約権発行要項第10項(1)に定める非適格者を意味します。非適格者には、第2回認定対象株主が含まれるほか、当社取締役会は、2026年7月13日時点において、当社独立委員会の全員一致による本勧告に基づき、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏並びに合同会社YN企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏が、本A新株予約権の無償割当ての基準日である2026年8月10日時点で当社株主である場合には、これらの者は、本A新株予約権発行要項第10項(1)④に定める「関連者」のうち第2回認定対象株主が「実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」として非適格者に該当すると判断しております。また、東野綾太氏についても、同年7月13日時点では非適格者に含めてはおりませんでした。第2回認定対象株主と共同協調行為に該当する行為を行っている可能性が相応にあることから、第2回認定対象株主との間における関係を裏付ける追加的な事情が明らかになった場合や、当社株式の取得態様等によっては、非適格者と認定する可能性が十分にあるものと判断しております。最終的な非適格者の範囲については、2026年8月27日の本A新株予約権の取得

日までの当社株式の取得状況その他の事情を踏まえ、独立委員会の勧告を最大限尊重して確定することを予定しており、確定次第、適時適切に開示いたします。詳細については、本A新株予約権発行要項もご参照ください。

以 上

(別紙1) 本A新株予約権発行要項

株式会社地域新聞社

第12回A新株予約権

発 行 要 項

1. 新株予約権の名称
株式会社地域新聞社第12回A新株予約権（以下「本A新株予約権」という。）
2. 新株予約権の数
基準日（第5項で定義される。以下同じ）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。
3. 割当方法
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本A新株予約権を割り当てる。ただし、当社が有する当社株式については、本A新株予約権を割り当てない。
4. 本A新株予約権の払込金額
無償
5. 基準日
2026年8月10日（以下「基準日」という。）
6. 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日
2026年8月12日
7. 本A新株予約権の目的である株式の種類及び数
本A新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式0.5株とする。
8. 本A新株予約権の行使期間
2026年9月1日から2026年12月31日までとする。
9. 本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(1) 各本A新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
(2) 本A新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
10. 本A新株予約権の行使の条件
(1) 以下の①乃至④に該当する者（以下「非適格者」という。）は、本A新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」という。）
 - ② 特定大量保有者の共同保有者（(i) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）、並びに、(ii) (イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 特定大量保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに (ハ) 上記①、②(i)、②(ii) (イ) 又は②(ii) (ロ) のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会

外取引 (ToSTNeT-1) (なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。) により当社株券等を譲り受けた者を含む。)

③ 上記①から本③までに該当する者から本A新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

④ 上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者 (上記①から③までに該当する者を含む。) が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社株式の大量取得行為に関する対応策 (買収への対応方針) に基づき設置している独立委員会 (以下「当社独立委員会」という。) の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社 YN 企画、バイオセラミック株式会社、合同会社 Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。

(2) 本A新株予約権者は、当社に対し、行使に係る本A新株予約権の内容及び数、本A新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに自身が本A新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式による書面その他の必要書類を提出した場合に限り、本A新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 外国の適用法令上、本A新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本A新株予約権を行使することができない。

(4) 各本A新株予約権の一部行使はできない。

(5) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。

11. 本A新株予約権の譲渡制限

本A新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 本A新株予約権の取得

(1) 当社は、2026年8月12日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使であり、上記第10項(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本A新株予約権 (日本証券金融株式会社 (以下「日証金」という。) 及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者 (以下「特定証券会社」という。) が保有する本A新株予約権を除く。ただし、特定証券会社が保有する本A新株予約権のうち、日証金が株主名簿上の株主となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権を第11項に定める譲渡の承認を得て譲り受けたものについては、この限りではなく、本号に従い、当社普通株式を対価として、本A新株予約権者の保有する本A新株予約権を取得することができる。) (以下「行使適格本A新株予約権」という。) につき、取得に係る本A新株予約権の数に、本A新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数 (計算の結果1株未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた数) の当社普通株式を対価として、本A新株予約権者 (当社を除く。) の保有する本A新株予約権を取得することができる。

(2) 当社は、2026年8月12日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本A新株予約権以外の本A新株予約権につき、取得に係る本A新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使等に一定の制約が付されたもの (別紙第12回B新株予約権に定める内容のものとする。) を対価として、本A新株予約権者 (当社を除く。) の保有する本A新株予約権を取得することができる。

- (3) 本項に基づく本A新株予約権の取得に関する条件充足の確認は、上記第10項(2)に定める手続に準じた手続も踏まえて、当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が定めるところにより行うものとする。なお、当社は、本A新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本A新株予約権を取得することが適切であると当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本A新株予約権を無償で取得することができるものとする。

13. 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本A新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本A新株予約権を行使する場合、第8項記載の本A新株予約権を行使することができる期間中に第16項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本A新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本A新株予約権の行使請求の効力は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本A新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 法務総務統括部

17. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

18. その他

上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。また、第10項(1)④の「関連者」について、当社独立委員会が客観的資料に基づきそのいずれかが「関連者」に該当しないと合理的に判断する場合に「関連者」から除外する場合を含めて、必要な場合には、取締役会決議を以て、本発行要項の一部を変更することができるものとする。

第12回B新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社地域新聞社第12回B新株予約権（以下「本B新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本B新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式0.5株とする。

3. 本B新株予約権の行使期間

2026年9月1日から2041年8月31日までとする。

4. 本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

5. 本B新株予約権の行使の条件

(1) 本B新株予約権の保有者は、次の①及び②の条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含む。）には、本B新株予約権を行使することができないものとする。

① 本B新株予約権の保有者が買付等（下記（5）で定義される。）を中止又は撤回し、かつ、その後買付等を実施しないことを誓約した場合であって、かつ

② (i) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。共同保有者（下記（4）②で定義される。）の保有株券等の数（同項に規定する株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。ただし、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者以外の非適格者（下記（4）で定義される。）についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会（以下「当社独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%を下回っているとき、又は(ii) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本B新株予約権の保有者その他の非適格者は、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる。

ただし、次のアからカのいずれかに該当する場合は、本B新株予約権の保有者は、本B新株予約権を行使することができる。

ア （日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）

本B新株予約権の保有者が日本証券金融株式会社（以下「日証金」という。）であって、その保有する本B新株予約権が、日証金が株主名簿上の株主（以下「名義株主」という。）となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権（以下「日証金割当A新株予約権」という。）の取得の対価として交付された本B新株予約権（以下「日

証金由来B新株予約権」という。)であり、日証金割当A新株予約権が制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者(以下「特定証券会社」という。)を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

イ (特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本B新株予約権が、当該特定証券会社が名義株主となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権(以下「証券会社割当A新株予約権」という。)の取得の対価として交付された本B新株予約権(以下「証券会社由来B新株予約権」という。)であり、証券会社割当A新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

ウ (日証金又は特定証券会社に交付された本B新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの)

本B新株予約権の保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって、その保有する本B新株予約権が、日証金由来B新株予約権又は証券会社由来B新株予約権を当該金融商品取引業者の自己勘定取引により取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

エ (特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本B新株予約権が当該特定証券会社が信用取引に係る買い建玉を保有する者(以下「実質株主」という。)から担保として預かる当社株式に対して割り当てられた証券会社割当A新株予約権の取得の対価として交付された証券会社由来B新株予約権であり、かつ、当該実質株主が非適格者に該当せず、非適格者以外の者のために本B新株予約権を行使することについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

オ (日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が、第6項に規定する当社取締役会の承認を受けて、日証金又は特定証券会社から直接本B新株予約権の譲渡を受けた譲受人(日証金及び特定証券会社を除く。)であって、当該譲受人が、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。)を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他

の事情を考慮して行使を認めた場合

カ (当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者(日証金及び特定証券会社を除く。))が保有する本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者(日証金及び特定証券会社を除く。))が、当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた者であって、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

- (2) 上記(1)にかかわらず、2026年11月頃開催予定の当社第42期定時株主総会(その延会及び継続会を含む。)において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)に基づく対抗措置の発動に係る議案について、出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合には、本B新株予約権の保有者は、当該株主総会の終結時以降、本B新株予約権を行使することができる。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (4) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。
- ① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏(以下「特定大量保有者」という。)
 - ② 特定大量保有者の共同保有者((i) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者(なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。))、並びに、(ii) (イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに (ハ) 上記①、本②(i)、本②(ii) (イ) 又は本②(ii) (ロ) のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)(なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。))により当社株券等を譲り受けた者を含む。)
 - ③ 上記①から本③までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - ④ 上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者(上記①から③までに該当する者を含む。))が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社YN企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、

KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、本A新株予約権の割当基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。

(5) 「買付等」とは、

- ① 非適格者の議決権割合（以下で定義される。）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、
- ② 結果として非適格者の議決権割合が20%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、
又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、非適格者が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該非適格者の共同保有者（なお、非適格者と夫婦の関係にあるものを含む。以下同じ）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）につき当該非適格者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）を意味する（いずれも事前に当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が同意したものを除く。）。)

「議決権割合」とは、非適格者の具体的な買付方法に応じて、(i) 非適格者が当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は(ii) 非適格者が当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができる。

(6) 「本A新株予約権」とは、株式会社地域新聞社第12回A新株予約権を意味する。

(7) 上記(5)③における「当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該非適格者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。

(8) 上記(5)③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社独立委員会が合理的に判断する。

なお、当社独立委員会は、上記(5)③所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

(9) 上記(3)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。

(10) 各本B新株予約権の一部行使はできない。

6. 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 本B新株予約権の取得

- (1) 当社は、本B新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない本B新株予約権が残存するときは、本B新株予約権を保有する者（以下「本残存保有者」という。）から、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本残存保有者が保有する本B新株予約権全て（ただし、行使条件が充足されていないものに限る。）を、当社取締役会が本B新株予約権を取得することを決定した日の前営業日における当社普通株式の終値に0.5を乗じた金額に本残存保有者が保有する本B新株予約権の個数を乗じた金額から、当該本残存保有者が保有する本B新株予約権全てを行使する場合に支払うべき行使価額を控除した額に相当する金銭を対価として取得することができる。
- (2) 当社は、2026年8月27日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、次のアからエのいずれかに該当する未行使の本B新株予約権について、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数（計算の結果1株未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた数）の当社普通株式を対価として、本B新株予約権者の保有する本B新株予約権を取得することができる。なお、当社取締役会は、2026年10月30日までに本第7項(2)に基づく本B新株予約権の取得の対象とされるために必要な書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料が提出され、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたものについては、2026年8月27日から3か月後を目途として定める実務上可能な日を取得の効力発生日として取得するものとする。
- ア （日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）
日証金由来B新株予約権のうち、その保有者が日証金であり、かつ、当該日証金由来B新株予約権を対価として取得された日証金割当A新株予約権が制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から特定証券会社を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの
- イ （特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）
証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が当該証券会社由来B新株予約権を対価として取得された証券会社割当A新株予約権の割当てを受けた特定証券会社であり、かつ、当該証券会社割当A新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を当該特定証券会社が提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの
- ウ （日証金又は特定証券会社に交付された本B新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの）
日証金由来B新株予約権又は証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であり、かつ、当該保有者が自己勘定取引により日証金又は特定証券会社から取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの
- エ （特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）
証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が当該証券会社由来B新株予約権を対価として取得された証券会社割当A新株予約権の割当てを受けた特定証券会社であり、かつ、当

該証券会社割当A新株予約権が実質株主から担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものであって、当該実質株主が非適格者に該当しないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を当該特定証券会社が提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

オ (日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する本B新株予約権)

日証金又は特定証券会社から第6項に規定する当社取締役会の承認を受けて譲渡された本B新株予約権のうち、その保有者が当該譲渡の直接の譲受人であり、当該譲受人が日証金又は特定証券会社のいずれにも該当せず、かつ、①当該譲受人が非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権取得の対価として交付を受ける当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

カ (当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者(日証金及び特定証券会社を除く。))が保有する本B新株予約権)

当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた者(日証金及び特定証券会社を除く。)が保有する本B新株予約権であって、当該保有者が、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の対価として交付を受ける当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

(3) 非適格者全員の2026年8月10日時点における議決権割合(疑義を避けるために付言すると、信用買いの買い建玉の形で実質的に保有している株式に係る議決権割合も算入される。)の合計が20%未満であったことが、客観的かつ合理的な資料を基礎として客観的に証明されたと当社独立委員会が合理的に認めた場合、当社は、取締役会決議により、同取締役会で定める取得日(実務上可能な限り速やかな日を定めるものとする。)に、当該取得日時点で未行使の全ての本B新株予約権につき、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として取得するものとする。

(4) 2026年11月頃開催予定の当社第42期定時株主総会(その延会及び継続会を含む。)において当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)に基づく対抗措置の発動に係る議案について出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合、当社は、取締役会決議により、当該決議において定める取得日に、当該取得日時点で未行使の全ての本B新株予約権につき、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として取得するものとする。

8. 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本B新株予約権の行使請求の方法

(1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使することができる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権証券の不発行

当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 法務総務統括部

12. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

13. その他

上記に定めるもののほか、本B新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。また、第5項(4)④の「関連者」について、当社独立委員会が客観的資料に基づきそのいずれかが「関連者」に該当しないと合理的に判断する場合に「関連者」から除外する場合を含めて、必要な場合には、取締役会決議を以て、本発行要項の一部を変更することができるものとする。

(別紙2) 勧告書

勧告書

株式会社地域新聞社
独立委員会

2026 年 8 月 10 日

2026 年 8 月 10 日

株式会社地域新聞社 取締役会 御中

当委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本勧告書を提出いたします。

なお、本勧告書において用いられる用語は、別段の記載がない限り、当委員会が当社取締役会に対して提出した 2026 年 7 月 13 日付け「勧告書」の例によります。

株式会社地域新聞社 独立委員会

委員（議長・当社常勤監査役） 色部 文雄

委員（当社社外監査役） 丸野 登紀子

委員（当社社外監査役） 工藤 清美

第1 諮問事項

1. 当社取締役会において、別紙1「株式会社地域新聞社第12回A新株予約権発行要項」（以下「本発行要項」という。）第12項(1)の規定に基づき、本発行要項に定める内容を有する第12回A新株予約権（以下「本A新株予約権」という。）のうち本発行要項第10項(1)に定義される「非適格者」並びに日本証券金融株式会社及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（総称して、以下「非適格者等」という。）以外の有する本A新株予約権を、取得日を2026年8月27日として取得するとともに、その対価として当社普通株式を交付することを決議すること（なお、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者については、本A新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに、本発行要項に従って別途特定すること）は適切か。
2. 当社取締役会において、本発行要項第12項(2)の規定に基づき、本A新株予約権のうち非適格者等の有する本A新株予約権を、取得日を2026年8月27日として取得するとともに、その対価として本発行要項別紙に定める第12回B新株予約権を交付することを決議すること（なお、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者については、本A新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに、本発行要項に従って別途特定すること）は適切か。

第2 検討の方法

当委員会は、公表資料（当社及び各社の開示情報、新聞・雑誌・インターネット上の記事等を含む。）、当社から提供を受けた資料（当社株主名簿、振替口座簿記録事項通知、当社が取得した外部の調査会社作成に係る調査結果を含む。）、並びに当社が株主に対して送付した質問状及び当該株主から受領した回答書等に基づき、本認定基準に従って検討を行い、後記第4に記載の勧告の内容に至った（当委員会が検討に用いた以上の資料を総称して「本件検討資料(2)」という。）。

また、当委員会は、当委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようなされることを確保するために、当社の費用で、独立した第三者である法務アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定した。そして、当委員会は、各委員会会合において、また、電話、電子メール等の方法により、随時、同事務所所属の各弁護士から法的事項に関する助言を受けた。

第3 前提事項

本勧告書は、以下の各事項を前提とする。

- (1) 本対応方針が、当社において、会社法、金商法、有価証券上場規程その他の適用法令等を遵守して導入されていること。
- (2) 本件検討資料(2)の内容、及び当委員会が当社から説明を受けた情報が、本勧告書作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと。また、これらの資料の内容及び情報以外に、当委員会の勧告の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと。

第4 本勧告の内容

当委員会は、本諮問事項に対して、以下のとおり勧告をする。

1. 当社取締役会において、本発行要項第12項(1)の規定に基づき、本A新株予約権のうち非適格者等以外の有する本A新株予約権を、取得日を2026年8月27日として取得するとともに、その対価として当社普通株式を交付することを決議すること（なお、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者については、本A新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに、本発行要項に従って別途特定すること）は適切である。
2. 当社取締役会において、本発行要項第12項(2)の規定に基づき、本A新株予約権のうち非適格者等の有する本A新株予約権を、取得日を2026年8月27日として取得するとともに、その対価として本発行要項別紙に定める第12回B新株予約権を交付することを決議すること（なお、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者については、本A新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに、本発行要項に従って別途特定すること）は適切である。

第5 本勧告の理由

当委員会は、2026年7月13日に、当社取締役会に対して、当社取締役会において、本対抗措置の発動として、株主に対して、本新株予約権発行要項に記載の本新株予約権の無償割当てを決議すること、及び、当該発動の手續につきより慎重を期すため、本定時株主総会において本対抗措置の発動の是非について株主意思を事後的に確認する（仮に本定時株主総会において本対抗措置の発

動が追認されない場合には、可及的に本対抗措置が発動されなかった場合と同等の状態に復させる）旨を併せて決議することは適切である旨の勧告（以下「7月13日付け勧告4」という。）を含む勧告（総称して、以下「7月13日付け勧告」といい、7月13日付け勧告に係る勧告書を「7月13日付け勧告書」という。）を行った¹。この点、本新株予約権発行要項には、要旨、(i)本新株予約権のうち本新株予約権発行要項第10項(1)に定義される「非適格者」並びに日本証券金融株式会社及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であつて信用取引を取り扱う者（以下「本新株予約権発行要項における非適格者等」という。）以外の者が有するものについては当社普通株式を対価として取得することができる旨の取得条項、並びに(ii)本新株予約権のうち本新株予約権発行要項における非適格者等有するものについては本新株予約権発行要項別紙に定める内容の新株予約権（第12回B新株予約権）を対価として取得することができる旨の取得条項（総称して、以下「本取得条項」という。）が定められているところ²、7月13日付け勧告4は、当委員会における、本取得条項を含む本新株予約権発行要項の内容が適切であるとの判断を前提となされたものである。

ところで、本諮問事項1及び2は、要旨、当社取締役会において、本発行要項第12項(1)及び同項(2)の規定に基づき、本A新株予約権のうち、非適格者等以外の者が有するものについては当社普通株式を対価として取得すること、及び非適格者等有するものについては第12回B新株予約権を対価として取得することをそれぞれ決議することの適否を問うものである。この点、本発行要項の内容と本新株予約権発行要項の内容は同一であるから、本諮問事項1及び2に係る取締役会決議は、実質的には、7月13日付け勧告4において当委員会が適切であると判断した本新株予約権発行要項に記載の本取得条項を、その定めに従って発動することを決定するものであるといえる（言い換えれば、7月13日付け勧告4は、本取得条項の発動を決定する、本諮問事項1及び2に係る取締役会決議が適切であることを含意するものであったといえる。）。

また、本勧告までに当委員会が認識した情報を前提とする限り、当委員会が7月13日付け勧告に際して前提とした事実関係について、その勧告の内容に影響を及ぼす新たな事実の発生その他の事情の変化は認められない。

さらに、本勧告書作成日現在においては、本A新株予約権を割り当てられる当社株主は確定していないから、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者について、本A新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに本発行要項に従って別途特定することも不合理ではないと考えられる。

¹ 7月13日付け勧告書参照。なお、7月13日付け勧告4については同勧告書第5・4参照。

² 7月13日付け勧告書別紙2(b)第12項(1)及び同項(2)参照。

したがって、当社取締役会において、本発行要項第 12 項(1)の規定に基づき、本 A 新株予約権のうち非適格者等以外の有する本 A 新株予約権を、取得日を 2026 年 8 月 27 日として取得するとともに、その対価として当社普通株式を交付することを決議すること（なお、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者については、本 A 新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに、本発行要項に従って別途特定すること）は適切である。

また、当社取締役会において、本発行要項第 12 項(2)の規定に基づき、本 A 新株予約権のうち非適格者等の有する本 A 新株予約権を、取得日を 2026 年 8 月 27 日として取得するとともに、その対価として本発行要項別紙に定める第 12 回 B 新株予約権を交付することを決議すること（なお、「非適格者等」に該当する具体的な新株予約権者については、本 A 新株予約権を割り当てられた当社株主の確定次第速やかに、本発行要項に従って別途特定すること）は適切である。

第 6 留保事項及び利用制限

1. 留保事項

本勧告書は、本勧告書中に記載された事項に限定して解釈されなければならないが、本勧告書において明示的に述べられていない如何なる事項についても、類推又は拡大解釈されてはならない。

また、本勧告書は、本件検討資料(2)の内容及び当委員会が当社から説明を受けた情報が本勧告書作成日現在において真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないことを前提としており、当委員会は、それらの真実性、正確性、完全性等について、独自の検証を一切行っていない。

2. 利用制限

本勧告書は、当社取締役会に対する本諮問事項への勧告のみを目的とするものである。したがって、当社取締役会は、本勧告書の内容について、当委員会の全委員の書面による承諾を得ない限り、上記以外の目的で利用してはならない。

以 上

別紙 1

株式会社地域新聞社 第 12 回 A 新株予約権 発 行 要 項

1. 新株予約権の名称
株式会社地域新聞社第 12 回 A 新株予約権（以下「本 A 新株予約権」という。）
2. 新株予約権の数
基準日（第 5 項で定義される。以下同じ）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、当社が有する当社株式の数を控除する。）とする。
3. 割当方法
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式 1 株につき、1 個の割合をもって、本 A 新株予約権を割り当てる。ただし、当社が有する当社株式については、本 A 新株予約権を割り当てない。
4. 本 A 新株予約権の払込金額
無償
5. 基準日
2026 年 8 月 10 日（以下「基準日」という。）
6. 本 A 新株予約権の割当てが効力を発生する日
2026 年 8 月 12 日
7. 本 A 新株予約権の目的である株式の種類及び数
本 A 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式 0.5 株とする。
8. 本 A 新株予約権の行使期間
2026 年 9 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までとする。
9. 本 A 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本 A 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本 A 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。
10. 本 A 新株予約権の行使の条件
 - (1) 以下の①乃至④に該当する者（以下「非適格者」という。）は、本 A 新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」という。）
 - ② 特定大量保有者の共同保有者（（i）金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者

とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）、並びに、(ii) (イ) 同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ) 特定大量保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに (ハ) 上記①、②(i)、②(ii) (イ) 又は②(ii) (ロ) のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1)（なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。）により当社株券等を譲り受けた者を含む。）

③ 上記①から本③までに該当する者から本A新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

④ 上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者（上記①から③までに該当する者を含む。）が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会（以下「当社独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社 YN 企画、バイオセラミック株式会社、合同会社 Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。

(2) 本A新株予約権者は、当社に対し、行使に係る本A新株予約権の内容及び数、本A新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに自身が本A新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式による書面その他の必要書類を提出した場合に限り、本A新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 外国の適用法令上、本A新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本A新株予約権を行使することができない。

(4) 各本A新株予約権の一部行使はできない。

(5) 「株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味する。

11. 本A新株予約権の譲渡制限

本A新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものと

する。

12. 本A新株予約権の取得

- (1) 当社は、2026 年 8 月 12 日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使であり、上記第 10 項(1)及び(2)の規定に従い行使可能な本A新株予約権(日本証券金融株式会社(以下「日証金」という。))及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者(以下「特定証券会社」という。))が保有する本A新株予約権を除く。ただし、特定証券会社が保有する本A新株予約権のうち、日証金が株主名簿上の株主となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権を第 11 項に定める譲渡の承認を得て譲り受けたものについては、この限りではなく、本号に従い、当社普通株式を対価として、本A新株予約権者の保有する本A新株予約権を取得することができる。)(以下「行使適格本A新株予約権」という。))につき、取得に係る本A新株予約権の数に、本A新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた数(計算の結果 1 株未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた数)の当社普通株式を対価として、本A新株予約権者(当社を除く。))の保有する本A新株予約権を取得することができる。
- (2) 当社は、2026 年 8 月 12 日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本A新株予約権以外の本A新株予約権につき、取得に係る本A新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使等に一定の制約が付されたもの(別紙第 12 回B新株予約権に定める内容のものとする。))を対価として、本A新株予約権者(当社を除く。))の保有する本A新株予約権を取得することができる。
- (3) 本項に基づく本A新株予約権の取得に関する条件充足の確認は、上記第 10 項(2)に定める手続に準じた手続も踏まえて、当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が定めるところにより行うものとする。なお、当社は、本A新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本A新株予約権を取得することが適切であると当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本A新株予約権を無償で取得することができるものとする。

13. 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本A新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本A新株予約権を行使する場合、第 8 項記載の本A新株予約権を行使することができる期間中に第 16 項記載の行使請求受付場所に対して、行使

請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本A新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本A新株予約権の行使請求の効力は、第 16 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本A新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

16. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 法務総務統括部

17. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

18. その他

上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。また、第 10 項(1)④の「関連者」について、当社独立委員会が客観的資料に基づきそのいずれかが「関連者」に該当しないと合理的に判断する場合に「関連者」から除外する場合を含めて、必要な場合には、取締役会決議を以て、本発行要項の一部を変更することができるものとする。

別紙

第 12 回 B 新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社地域新聞社第 12 回 B 新株予約権（以下「本 B 新株予約権」という。）
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
本 B 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式 0.5 株とする。
3. 本 B 新株予約権の行使期間
2026 年 9 月 1 日から 2041 年 8 月 31 日までとする。
4. 本 B 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本 B 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記（2）で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本 B 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。
5. 本 B 新株予約権の行使の条件
 - (1) 本 B 新株予約権の保有者は、次の①及び②の条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含む。）には、本 B 新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① 本 B 新株予約権の保有者が買付等（下記（5）で定義される。）を中止又は撤回し、かつ、その後買付等を実施しないことを誓約した場合であって、かつ
 - ② (i) 本 B 新株予約権の保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。共同保有者（下記（4）②で定義される。）の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。ただし、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本 B 新株予約権の保有者やその共同保有者以外の非適格者（下記（4）で定義される。）についても当該本 B 新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本 B 新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会（以下「当社独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が 20%を下回っているとき、又は (ii) 本 B 新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が 20%以上である場合において、本 B 新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本 B 新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が 20%を下回ったときは、本 B 新株予約権の保有者その他の非適格者は、本 B 新株予約権につき、

本B新株予約権の行使後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる。

ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合は、本B新株予約権の保有者は、本B新株予約権を行使することができる。

ア （日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）

本B新株予約権の保有者が日本証券金融株式会社（以下「日証金」という。）であって、その保有する本B新株予約権が、日証金が株主名簿上の株主（以下「名義株主」という。）となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権（以下「日証金割当A新株予約権」という。）の取得の対価として交付された本B新株予約権（以下「日証金由来B新株予約権」という。）であり、日証金割当A新株予約権が制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（以下「特定証券会社」という。）を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

イ （特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）

本B新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本B新株予約権が、当該特定証券会社が名義株主となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権（以下「証券会社割当A新株予約権」という。）の取得の対価として交付された本B新株予約権（以下「証券会社由来B新株予約権」という。）であり、証券会社割当A新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

ウ （日証金又は特定証券会社に交付された本B新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの）

本B新株予約権の保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって、その保有する本B新株予約権が、日証金由来B新株予約権又は証券会社由来B新株予約権を当該金融商品取引業者の自己勘定取引により取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観

的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

エ (特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本B新株予約権が当該特定証券会社が信用取引に係る買い建玉を保有する者（以下「実質株主」という。）から担保として預かる当社株式に対して割り当てられた証券会社割当A新株予約権の取得の対価として交付された証券会社由来B新株予約権であり、かつ、当該実質株主が非適格者に該当せず、非適格者以外の者のために本B新株予約権を行使することについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

オ (日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が、第6項に規定する当社取締役会の承認を受けて、日証金又は特定証券会社から直接本B新株予約権の譲渡を受けた譲受人（日証金及び特定証券会社を除く。）であって、当該譲受人が、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。）を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

カ (当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者（日証金及び特定証券会社を除く。）が保有する本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者（日証金及び特定証券会社を除く。）が、当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた者であって、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。）を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

- (2) 上記(1)にかかわらず、2026年11月頃開催予定の当社第42期定時株主総会（その延会及び継続会を含む。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置の発動に係る議案について、出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合には、本B新株予約権の保有者は、当該株主総会の終結時以降、本B新株予約権を行使することができる。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (4) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。
- ① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」という。）
 - ② 特定大量保有者の共同保有者（(i) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）、並びに、(ii) (イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに (ハ) 上記①、本②(i)、本②(ii) (イ) 又は本②(ii) (ロ) のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）（なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。）により当社株券等を譲り受けた者を含む。）
 - ③ 上記①から本③までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - ④ 上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者（上記①から③までに該当する者を含む。）が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、

篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社 YN 企画、バイオセラミック株式会社、合同会社 Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、本 A 新株予約権の割当基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。

(5) 「買付等」とは、

- ① 非適格者の議決権割合（以下で定義される。）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、
- ② 結果として非適格者の議決権割合が 20%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、
又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、非適格者が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該非適格者の共同保有者（なお、非適格者と夫婦の関係にあるものを含む。以下同じ）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）につき当該非適格者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限る。）を意味する（いずれも事前に当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が同意したものを除く。）。)

「議決権割合」とは、非適格者の具体的な買付方法に応じて、(i) 非適格者が当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は (ii) 非適格者が当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができる。

(6) 「本 A 新株予約権」とは、株式会社地域新聞社第 12 回 A 新株予約権を意味する。

- (7) 上記(5)③における「当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該非適格者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。
- (8) 上記(5)③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社独立委員会が合理的に判断する。
- なお、当社独立委員会は、上記(5)③所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。
- (9) 上記(3)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。
- (10) 各本B新株予約権の一部行使はできない。

6. 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 本B新株予約権の取得

- (1) 当社は、本B新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない本B新株予約権が残存するときは、本B新株予約権を保有する者（以下「本残存保有者」という。）から、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本残存保有者が保有する本B新株予約権全て（ただし、行使条件が充足されていないものに限る。）を、当社取締役会が本B新株予約権を取得することを決定した日の前営業日における当社普通株式の終値に0.5を乗じた金額に本残存保有者が保有する本B新株予約権の個数を乗じた金額から、当該本残存保有者が保有する本B新株予約権全てを行使する場合に支払うべき行使価額を控除した額に相当する金銭を対価として取得することができる。
- (2) 当社は、2026年8月27日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、次のアからカのいずれかに該当する未行使の本B新株予約権について、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数（計算の結果1株未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた数）の当社普通株式を対価として、本B新株予約権者の保有する本B新株予約権を取得することができる。なお、当社取締役会は、2026年10月30日までに本第7項(2)に基づく本B新株予約権の取得の対象とされるために必要な書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料が提出され、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたものについては、2026年8月27日から3か月後を目途として定める実務上可能な日を取得の効力発生日として取得するものとする。

ア（日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義

株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

日証金由来B新株予約権のうち、その保有者が日証金であり、かつ、当該日証金由来B新株予約権を対価として取得された日証金割当A新株予約権が制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から特定証券会社を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

イ (特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が当該証券会社由来B新株予約権を対価として取得された証券会社割当A新株予約権の割当てを受けた特定証券会社であり、かつ、当該証券会社割当A新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を当該特定証券会社が提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

ウ (日証金又は特定証券会社に交付された本B新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの)

日証金由来B新株予約権又は証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であり、かつ、当該保有者が自己勘定取引により日証金又は特定証券会社から取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

エ (特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が当該証券会社由来B新株予約権を対価として取得された証券会社割当A新株予約権の割当てを受けた特定証券会社であり、かつ、当該証券会社割当A新株予約権が実質株主から担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものであって、当該実質株主が非適格者に該当しないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を当該特定証券会社が提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

オ (日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有

する本B新株予約権)

日証金又は特定証券会社から第6項に規定する当社取締役会の承認を受けて譲渡された本B新株予約権のうち、その保有者が当該譲渡の直接の譲受人であり、当該譲受人が日証金又は特定証券会社のいずれにも該当せず、かつ、①当該譲受人が非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権取得の対価として交付を受ける当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

カ (当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者(日証金及び特定証券会社を除く。))が保有する本B新株予約権)

当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた者(日証金及び特定証券会社を除く。)が保有する本B新株予約権であって、当該保有者が、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の対価として交付を受ける当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

- (3) 非適格者全員の2026年8月10日時点における議決権割合(疑義を避けるために付言すると、信用買いの買い建玉の形で実質的に保有している株式に係る議決権割合も算入される。)の合計が20%未満であったことが、客観的かつ合理的な資料を基礎として客観的に証明されたと当社独立委員会が合理的に認めた場合、当社は、取締役会決議により、同取締役会で定める取得日(実務上可能な限り速やかな日を定めるものとする。)に、当該取得日時点で未行使の全ての本B新株予約権につき、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の当社普通株式を対価として取得するものとする。
- (4) 2026年11月頃開催予定の当社第42期定時株主総会(その延会及び継続会を含む。)において当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)に基づく対抗措置の発動に係る議案について出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合、当社は、取締役会決議により、当該決議において定める取得日に、当該取得日時点で未行使の全ての本B新株予約権につき、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の当社普通株式を対価として取得するものとする。
8. 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本B新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使することができる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権証券の不発行

当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 法務総務統括部

12. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

13. その他

上記に定めるもののほか、本B新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。また、第5項(4)④の「関連者」について、当社独立委員会が客観的資料に基づきそのいずれかが「関連者」に該当しないと合理的に判断する場合に「関連者」から除外する場合を含めて、必要な場合には、取締役会決議を以て、本発行要項の一部を変更することができるものとする。

(別紙3) 本B新株予約権発行要項

株式会社地域新聞社

第12回B新株予約権

発 行 要 項

1. 新株予約権の名称

株式会社地域新聞社第12回B新株予約権（以下「本B新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本B新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式0.5株とする。

3. 本B新株予約権の行使期間

2026年9月1日から2041年8月31日までとする。

4. 本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

5. 本B新株予約権の行使の条件

(1) 本B新株予約権の保有者は、次の①及び②の条件を満たさない場合（第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含む。）には、本B新株予約権を行使することができないものとする。

① 本B新株予約権の保有者が買付等（下記(5)で定義される。）を中止又は撤回し、かつ、その後買付等を実施しないことを誓約した場合であって、かつ

② (i) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。共同保有者（下記(4)②で定義される。）の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。ただし、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者以外の非適格者（下記(4)で定義される。）についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。）として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づき設置している独立委員会（以下「当社独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%を下回っているとき、又は(ii) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20%を下回ったときは、本B新株予約権の保有者その他の非適格者は、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認める割合が20%を下回る範囲内でのみ行使できる。

ただし、次のアからカのいずれかに該当する場合は、本B新株予約権の保有者は、本B新株予約権を行使することができる。

ア (日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となってい

る株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が日本証券金融株式会社(以下「日証金」という。)であって、その保有する本B新株予約権が、日証金が株主名簿上の株主(以下「名義株主」という。)となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権(以下「日証金割当A新株予約権」という。)の取得の対価として交付された本B新株予約権(以下「日証金由来B新株予約権」という。)であり、日証金割当A新株予約権が制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者(以下「特定証券会社」という。)を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

イ (特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本B新株予約権が、当該特定証券会社が名義株主となっている当社株式に対して割り当てられた本A新株予約権(以下「証券会社割当A新株予約権」という。)の取得の対価として交付された本B新株予約権(以下「証券会社由来B新株予約権」という。)であり、証券会社割当A新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

ウ (日証金又は特定証券会社に交付された本B新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの)

本B新株予約権の保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって、その保有する本B新株予約権が、日証金由来B新株予約権又は証券会社由来B新株予約権を当該金融商品取引業者の自己勘定取引により取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

エ (特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が特定証券会社であって、その保有する本B新株予約権が当該特定証券会社が信用取引に係る買い建玉を保有する者(以下「実質株主」という。)から担保として預かる当社株式に対して割り当てられた証券会社割当A新株予約権の取得の対価として交付された証券会社由来B新株予約権であり、かつ、当該実質株主が非適格者に該当せず、非適格者以外の者のために本B新株予約権を行使することについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

オ (日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する本B新株予約権)

本B新株予約権の保有者が、第6項に規定する当社取締役会の承認を受けて、日証金又は特定証券会社から直接本B新株予約権の譲渡を受けた譲受人(日証金及び特定証券会社を除く。)であって、当該譲受人が、①自らが非適格者に該当しないことについて

の表明・保証条項及び②本B新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。）を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

カ （当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者（日証金及び特定証券会社を除く。）が保有する本B新株予約権）

本B新株予約権の保有者（日証金及び特定証券会社を除く。）が、当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた者であって、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと（ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。）を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めた場合

(2) 上記(1)にかかわらず、2026年11月頃開催予定の当社第42期定時株主総会（その延会及び継続会を含む。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置の発動に係る議案について、出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合には、本B新株予約権の保有者は、当該株主総会の終結時以降、本B新株予約権を行使することができる。

(3) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

(4) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。

① MTM Capital 株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下「特定大量保有者」という。）

② 特定大量保有者の共同保有者（(i) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（なお、特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）、並びに、(ii) (イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに (ハ) 上記①、本②(i)、本②(ii) (イ) 又は本②(ii) (ロ) のいずれかに該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）（なお、いわゆる市場内クロス取引などそれらに準じる取引を含む。）により当社株券等を譲り受けた者を含む。）

③ 上記①から本③までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者

④ 上記①から③までに該当する者の「関連者」。なお、「関連者」とは、上記①から③までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者（上記①から③までに該当する者を

含む。)が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が当社独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社YN企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏は、本A新株予約権の割当基準日時点で当社株主である場合には、「関連者」に該当するものとする。

(5)「買付等」とは、

- ① 非適格者の議決権割合（以下で定義される。）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、
- ② 結果として非適格者の議決権割合が20%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、
又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、非適格者が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該非適格者の共同保有者（なお、非適格者と夫婦の関係にあるものを含む。以下同じ）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）につき当該非適格者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）を意味する（いずれも事前に当社独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が同意したものを除く。）。)

「議決権割合」とは、非適格者の具体的な買付方法に応じて、(i) 非適格者が当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は(ii) 非適格者が当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができる。

(6)「本A新株予約権」とは、株式会社地域新聞社第12回A新株予約権を意味する。

(7) 上記(5)③における「当該非適格者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該非適格者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。

(8) 上記(5)③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社独立委員会が合理的に判断する。

なお、当社独立委員会は、上記(5)③所定の要件に該当するか否かの判断に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

(9) 上記(3)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。

(10) 各本B新株予約権の一部行使はできない。

6. 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 本B新株予約権の取得

(1) 当社は、本B新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない本B新株予約権が残存するときは、本B新株予約権を保有する者（以下「本残存保有者」という。）から、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本残存保有者が保有する本B新株予約権全て（ただし、行使条件が充足されていないものに限る。）を、当社取締役会が本B新株予約権を取得することを決定した日の前営業日における当社普通株式の終値に0.5を乗じた金額に本残存保有者が保有する本B新株予約権の個数を乗じた金額から、当該本残存保有者が保有する本B新株予約権全てを行使する場合に支払うべき行使価額を控除した額に相当する金銭を対価として取得することができる。

(2) 当社は、2026年8月27日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、次のアからカのいずれかに該当する未行使の本B新株予約権について、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数（計算の結果1株未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた数）の当社普通株式を対価として、本B新株予約権者の保有する本B新株予約権を取得することができる。なお、当社取締役会は、2026年10月30日までに本第7項(2)に基づく本B新株予約権の取得の対象とされるために必要な書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料が提出され、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたものについては、2026年8月27日から3か月後を目途として定める実務上可能な日を取得の効力発生日として取得するものとする。

ア （日証金が制度信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）

日証金由来B新株予約権のうち、その保有者が日証金であり、かつ、当該日証金由来B新株予約権を対価として取得された日証金割当A新株予約権が制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から特定証券会社を通じて担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものではないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

イ （特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権）

証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が当該証券会社由来B新株予約権を対価として取得された証券会社割当A新株予約権の割当てを受けた特定証券会社であり、かつ、当該証券会社割当A新株予約権が当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を当該特定証券会社が提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

ウ （日証金又は特定証券会社に交付された本B新株予約権のうち、別の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得したもの）

日証金由来B新株予約権又は証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であり、かつ、当該保有者が自己勘定取引により日証金又は特定証券会社から取得したものであることについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮し

て取得を認めたもの

- エ (特定証券会社が一般信用取引の下で非適格者以外の実質株主のために名義株主となっている株式に対して割り当てられた本A新株予約権から転換された本B新株予約権)

証券会社由来B新株予約権のうち、その保有者が当該証券会社由来B新株予約権を対価として取得された証券会社割当A新株予約権の割当てを受けた特定証券会社であり、かつ、当該証券会社割当A新株予約権が実質株主から担保として預かる当社株式に対して割り当てられたものであって、当該実質株主が非適格者に該当しないことについての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を当該特定証券会社が提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

- オ (日証金又は特定証券会社から譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する本B新株予約権)

日証金又は特定証券会社から第6項に規定する当社取締役会の承認を受けて譲渡された本B新株予約権のうち、その保有者が当該譲渡の直接の譲受人であり、当該譲受人が日証金又は特定証券会社のいずれにも該当せず、かつ、①当該譲受人が非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権取得の対価として交付を受ける当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

- カ (当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた非適格者以外の者(日証金及び特定証券会社を除く。))が保有する本B新株予約権)

当社から直接に本B新株予約権の交付を受けた者(日証金及び特定証券会社を除く。)が保有する本B新株予約権であって、当該保有者が、①自らが非適格者に該当しないことについての表明・保証条項及び②本B新株予約権の対価として交付を受ける当社株式を非適格者に該当する者に直接又は間接に譲渡又は移転しないこと(ただし、立会内取引(市場内クロス取引を除く。))を通じた売買を行うことは妨げられないものとする。)を誓約することその他当社が定める事項を記載した書面その他当社がこれを確認するために合理的範囲内で求める客観的な資料を提出し、当社独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めたもの

- (3) 非適格者全員の2026年8月10日時点における議決権割合(疑義を避けるために付言すると、信用買いの買い建玉の形で実質的に保有している株式に係る議決権割合も算入される。)の合計が20%未満であったことが、客観的かつ合理的な資料を基礎として客観的に証明されたと当社独立委員会が合理的に認めた場合、当社は、取締役会決議により、同取締役会で定める取得日(実務上可能な限り速やかな日を定めるものとする。)に、当該取得日時点で未行使の全ての本B新株予約権につき、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として取得するものとする。
- (4) 2026年11月頃開催予定の当社第42期定時株主総会(その延会及び継続会を含む。)において当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)に基づく対抗措置の発動に係る議案について出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合、当社は、取締役会決議により、当該決議において定める取得日に、当該取得日時点で未行使の全ての本B新株予約権につき、取得に係る本B新株予約権の数に、本B新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として取得するものとする。
8. 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1

円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本B新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使することができる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ、当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権証券の不発行

当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 行使請求受付場所

株式会社地域新聞社 法務総務統括部

12. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

13. その他

上記に定めるもののほか、本B新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。また、第5項(4)④の「関連者」について、当社独立委員会が客観的資料に基づきそのいずれかが「関連者」に該当しないと合理的に判断する場合に「関連者」から除外する場合を含めて、必要な場合には、取締役会決議を以て、本発行要項の一部を変更することができるものとする。